

議案第16号

区立学校における働き方改革推進プランの決定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るための計画を策定する必要がある。

案

区立学校における働き方改革推進プラン

平成31年(2019年)3月

墨田区教育委員会

目 次

I プランの基本的な考え方

- 1 学校における働き方改革の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 学校における働き方改革の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 小中学校における働き方改革に向けた取組

- 取組1 在校時間の適切な把握と意識改革の推進・・・・・・・・・・ 4
- 取組2 教員業務の見直しと業務改善の推進・・・・・・・・・・・・・ 6
- 取組3 教員を支える人員体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 取組4 部活動の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 取組5 保護者・地域社会への理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

III 取組の検証と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

《参考》

- ◎ 検討の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ◎ 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン概要・・・・・・・・ 18
(文部科学省)
- ◎ 学校における働き方改革推進プラン（東京都教育委員会）【抜粋】・・・・ 19

I プランの基本的な考え方

1 学校における働き方改革の目的

教育課題の複雑化・多様化や学校を取り巻く環境の変化等により、区内の小中学校教員の長時間労働が深刻な問題となっている。

このような中で、文部科学省は平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめた。また、平成30年2月には東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務の解消に向けた対策の方向性を示している。

墨田区においても、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図っていくことを目的として「墨田区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革を推進していく。

2 本プランの位置付け

学校における働き方改革を推進していくためには、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、管理者である区教育委員会が改善目標を含む実施計画を策定することが必要である。

本プランは、都教育委員会が策定している「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、区教育委員会が定める実行計画であり、本プランにより、区立学校における働き方改革を着実に推進していく。

また、目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革に取り組んでいく。

※ なお、区立幼稚園教員についても、教員の長時間労働の是正に向けて、本プランの趣旨に基づき、働き方改革を進めていく。

3 学校における働き方改革の目標

平成29年6月に都教育委員会が実施した「東京都公立学校教員勤務実態調査」では、週当たりの在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど、教員の長時間労働の実態が明らかになった。

東京都公立学校教員勤務実態調査より

週当たりの在校時間が60時間以上の教諭の割合

小学校	中学校
37.4%	68.2%

※ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）

※ 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は、42時間30分（休憩時間含む）

上記調査結果については、本区の区立学校においても同様の実態が見受けられ、教員の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっている。

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月間平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされている。

このような状況を踏まえ、区教育委員会では当面の目標として、東京都教育委員会が定めた以下の目標の達成に向け、総合的に取組を推進していく。

【当面の目標】
週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする（※）

※ 上記でいう在校時間60時間とは、東京都のプランにおいては、「月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態」を週当たりに換算したもの。

また、文部科学省は、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、超過勤務の上限について、「月当たり45時間及び年当たり360時間以内」と設定した。区教育委員会は、「当面の目標」を達成しつつ、文部科学省が定めた目標値の実現を目指していく。

今後、この目標の達成に向けた総合的な対策を講じることにより、在校時間等が「当面の目標」を超えている教員のみならず、全ての区立小中学校教員の長時間労働の改善を図る。

4 取組の方向性

教員の長時間労働を改善するためには、教員の勤務実態を把握し、役割分担の在り方や業務の進め方など、様々な観点からの見直しを進める必要がある。

また、限られた時間の中で最大限の効果を上げるという働き方に向け、教育管理職や教員の意識を変えていくことも重要である。

このため、本プランでは取組の方向性として以下の5点を柱とし、これらを組み合わせる総合的な対策を講じていくこととする。

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 教員を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担軽減
- (5) 保護者・地域社会への理解促進

II 小中学校における働き方改革に向けた取組

目標の達成に向けて、教員一人ひとりが時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり具体的な取組方針を示し、区立小中学校における働き方改革を進めていく。

取組1 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進する。

【具体的な取組】

取組事項		取組の内容				
1-1	出退勤システムの導入による在校時間の適切な把握	在校時間の適切な把握のため、出退勤管理システムを導入する。				
	《スケジュール》					
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
	体制構築	運用				
1-2	長時間労働に対する意識改革	在校時間の集計結果のフィードバックを行うとともに、個々の教員が時間を意識した働き方に留意していくとともに、意識を変える契機として、定時退勤日、退勤目標時間の設定等を行うなどにより、長時間労働に対する意識改革を促す。				
	《スケジュール》					
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
	課題整理、 方針検討	実施、促進				
1-3	教員の一斉休暇日の設置	長期休業中における学校閉庁日を設定し、休暇が取りやすい環境の整備を行う。				
	《スケジュール》					
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
	方針整備	実施				

1-4	ストレスチェックの充実		・ストレスチェックや産業医面談、カウンセリングの有効活用により、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ。 ・安全衛生委員会の機能強化により、メンタルヘルス対策の推進を行う。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	実施、推進				
1-5	組織的な環境整備		教育管理職の職務上の目標項目として、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組を設定し、組織的対応を実施する。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	取組の設定	実施			

取組２ 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性が発揮できるように、業務を精選し、教員以外の者とも役割分担を見直すなど、教員の業務の軽減を図る。また、学校における業務軽減や改善等についても併せて進めていく。

【具体的な取組】

取組事項		取組の内容				
2-1	サービス管理システムの導入検討	現在、紙の様式で行われている休暇等の処理について、システム処理による効率化を検討する。				
		《スケジュール》				
		平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
		検討、運用				
2-2	ＩＣＴ機器環境整備および有効活用	・教員が行う校務支援システムを有効活用する。 ・クラウドの活用により、教材の作成・共有の効率化を図る。				
		《スケジュール》				
		平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
		活用、効率化				
2-3	学校事務の共同実施	共同事務室を設置して、学校事務を集中処理することにより、正確性、効率化を高め、事務職員の育成と資質向上を図る。また、教員・事務職員・非常勤職員（会計年度任用職員）の職務分担の明確化、業務フローの作成、事務処理マニュアルの作成を行うとともに、財務会計システムの利用環境を整備する。				
		《スケジュール》				
		平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
		実施				

2-4	学校事務の役割分担の見直し		学校事務について、事務の共同実施等を通じて、教員及び教員以外の役割分担の見直しを行う。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	役割見直し		役割変更		
2-5	事務マニュアルの整備		教育委員会・学校において、必要な業務を誰もが円滑に処理できるよう、事務処理や管理に関するマニュアルの整備を行う。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	マニュアルの整備、情報共有				
2-6	給食献立ソフトのリプレイス		手作業に頼っていた学校給食における食物アレルギー対応をシステム化し、正確かつ効率的な処理を行うことで、事故の未然防止と教員の負担軽減につなげる。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	システムの運用				
2-7	給食費の法定代理納付を導入		生活保護世帯・就学援助世帯の給食費について、保護者を介さず直接校長口座に入金することで徴収業務の負担軽減を図る。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	実施				

2-8	教育課程届補助資料の効率化		教育課程届の補助資料を一覧化し、データ処理によって事務の効率化及び調査負担等の軽減を図る。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	事務の効率化、負担等の軽減				
2-9	教材の提供		ふりかえりシート等の問題を作成し、共有コンテンツとして、学校ICTフォルダ内に収納して、学校がいつでも教材を取り出して授業や補習等で活用できるよう整備を行う。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	実施、促進				
2-10	補助金業務の見直し		学校に交付する補助金について、補助金のあり方や交付方法を見直すことにより、事務軽減に努める。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	補助金のあり方・交付方法の見直し、事務軽減				
2-11	施設貸出方法改善の検討		学校施設貸出の問合せ等による対応時間を短縮するため、専用のホームページを作成するなど、施設貸出業務を見直し、負担を軽減する。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	ホームページ 作成	運用			

2-12	ペーパーレス化		教育委員会内印刷物について、縮減または電子化による配布に変更することにより、ペーパーレス化を図る。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	印刷物の縮減、電子化				
2-13	学校への調査等の縮減		教育委員会内部において調査等の縮減に向け、共有データの検討と目的や頻度、時期等の精査を行う。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	精査、縮減				
2-14	人材確保のあり方についての検討		学校の人材確保に関するニーズに迅速に対応するため、人材バンク等の活用や人材確保のあり方について検討する。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	検討、人材確保				
2-15	組織的な対応の強化(主幹教諭・主任教諭のあり方)		主幹教諭および主任教諭の各階層の職・役割に応じた組織マネジメントを強化する。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	役割見直し	実施			
2-16	時間外における学校の対外的対応の見直し		時間外の問合せなど対外的対応方法について検討する。		
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	方針検討、体制整備		周知、運用		

取組3 教員を支える人員体制の確保

教員の負担軽減に向け、専門スタッフや外部人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化する。

【具体的な取組】

取組事項		取組の内容				
3-1	スクール・サポート・スタッフの活用	スクール・サポート・スタッフを学校に配置することで、一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の整備を目指す。				
		《スケジュール》				
		平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
		配置				
3-2	スクールソーシャルワーカーの効果的活用	スクールソーシャルワーカーの効果的活用により、児童・生徒を取り巻く複雑な課題に対応していく。				
		《スケジュール》				
		平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
		実施				
3-3	ICT 支援員による巡回訪問	ICT の利活用に関する支援を行う。				
		《スケジュール》				
		平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
		実施				

3-4	就学相談の充実	特別支援教室への就学・転学に係る判定業務を円滑に進めるため、臨床心理士等による専門的立場からの就学相談及び検査を行い、適切に就学を支援する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	配置				
3-5	健康診断の事務補助配置	各学校の健康診断時に事務補助職員を配置する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	配置				
3-6	水泳指導員の配置	小学校単学級のうち、希望する学校に継続して配置する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	配置				
3-7	学校支援指導員の配置	学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行う指導員を全小・中学校に配置する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	配置				
3-8	非常勤職員（都費）の有効活用	児童・生徒への指導とともに副校長の事務補助を行う非常勤職員を配置する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	配置				

3-9	学校マネジメント強化モデル活用	副校長業務の軽減を図るため、学校管理職経験者の非常勤職員（会計年度任用職員）を配置する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）	平成 33 年度 （2021 年度）	平成 34 年度 （2022 年度）	平成 35 年度 （2023 年度）
	配置				
3-10	スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーを中学校全校、12 学級以上の小学校に配置する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）	平成 33 年度 （2021 年度）	平成 34 年度 （2022 年度）	平成 35 年度 （2023 年度）
	配置				
3-11	すみだスクールサポートティーチャーの派遣	学校の学力向上分野における人的支援を行い、教員の負担軽減を図る。 すみだスクールサポートティーチャー登録制度を活用し、学校が求める人材を情報提供することで、人材発掘に係る負担を軽減する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）	平成 33 年度 （2021 年度）	平成 34 年度 （2022 年度）	平成 35 年度 （2023 年度）
	派遣				
3-12	学校支援ネットワーク事業	地域や企業等の学校支援ボランティアを活用した出前授業により、学校教育を支援する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）	平成 33 年度 （2021 年度）	平成 34 年度 （2022 年度）	平成 35 年度 （2023 年度）
	実施				

3-13	学校運営連絡協議会の運営促進	学校運営連絡協議会をプラットフォームとして、地域で学校を支援する体制を構築する。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	支援体制の整備、支援の推進				
3-14	学校図書館の運営支援	小中学校へ学校司書を派遣し、学校図書館における選書や除籍等の図書管理や時節に応じた展示を行うなど、学校図書館運営を支援する。また、授業支援として、読み聞かせ、POPコンテストの審査やアドバイス、調べる学習の選書相談、ビブリオバトルのアドバイス等を行う。			
	《スケジュール》				
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	支援の推進				

取組 4 部活動の負担軽減

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から部活動のあり方を見直し、その運営の適正化を図るとともに、顧問教員の業務にかかる負担軽減を図る。

【具体的な取組】

取組事項		取組の内容				
4-1	外部指導員の充実	部活動における専門的指導に外部講師を有効活用する。				
	《スケジュール》					
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
	指導体制の充実					
4-2	部活動ガイドライン策定	平成 3 0 年度に設定した部活動ガイドラインに基づき、適正な部活動の運用、部活休養日の設定を行う。				
	《スケジュール》					
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
	休養日等の設定					
4-3	地域人材の確保	部活動の支援を行う地域人材の確保について検討する。				
	《スケジュール》					
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
	検討、実施					
4-4	部活動指導員の配置検討	顧問教員の負担軽減に向け、部活動指導員の配置モデル実施を行い、拡充していく。				
	《スケジュール》					
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
	運用に向けた検討、 試行配置	配置				

取組5 保護者・地域社会への理解促進

保護者や地域の理解と協力のもと、学校教育の質を維持向上させつつ、教員の働き方改革を推進する環境づくりを行う。

【具体的な取組】

取組事項		取組の内容				
5-1	教員の働き方改革に対する保護者及び地域住民等への理解・協力の促進	区教育委員会と学校が様々な機会をとらえて周知・説明を行うことで、教員の働き方改革の取組に対する保護者及び地域住民等への理解・協力の促進を図る。				
	《スケジュール》					
	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	
	方針検討	促進				

III 取組の検証と見直し

本プランにおける取組については、より具体的な取組を推進するために、進捗状況を定期的に確認・検証するとともに、必要に応じて取組内容の見直しを図るなど、PDCAサイクルの効果的運用により改善していく。また、教育環境の変化や国・都等の動向を的確に捉えながらプランの見直しを行っていく。

参考

◎ 検討の経過

区教育委員会では、平成30年10月に、学校関係者等で構成される「区立学校における働き方改革検討委員会」を発足させ、区立学校における働き方改革推進プランの検討を行ってきた。

【区立学校における働き方改革検討委員会 委員名簿】

区 教 育 委 員 会	教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
	教育委員会事務局参事	宮 本 知 幸
	学務課長	西 村 克 己
	指導室長	横 山 圭 介
	すみだ教育研所長	石 原 恵 美
	地域教育支援課長	石 岡 克 己
	ひきふね図書館長	高 村 弘 晃
学 校	小学校校長会副会長（二葉小学校）	川 寄 貞 昭
	中学校長会長（錦糸中学校長）	浦 山 裕 志
	小学校副校長会副会長（両国小学校副校長）	柳 田 勝 司
	中学校副校長会長（両国中学校副校長）	駒 田 るみ子

【検討経過】

時期	検討経過	主な検討内容
H30 10/5	第1回検討委員会	(1)推進プランの趣旨及び背景の報告 (2)推進プラン策定に向けた検討体制の報告
H31 2/1	第2回検討委員会	(1)推進プラン(案)概要の検討 (2)推進プラン(案)取組内容の検討
2/28	教育委員会	推進プラン(案)概要及び取組内容の報告
3/15	第3回検討委員会	推進プラン(案)の検討
3/20	教育委員会	推進プランの決定

◎ 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン概要（文部科学省）

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン【概要】

○趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

○対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。

○上限の目安時間

① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内

② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、
1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内
（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、
かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで）

○実効性の担保

- ・教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、実施状況について把握し、必要な取組を実施。上限を超えた場合、事後的に検証。
- ・文部科学省は、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表。等

○留意事項

- ・実施に当たっては、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。
- ・上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。
- ・中教審の答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図るべきと提言されており、文部科学省として更に検討。等

◎ 学校における働き方改革推進プラン（東京都教育委員会）【抜粋】

プランの基本的な考え方

1 学校における働き方改革の目的

- 教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、**学校教育の質の維持向上を図る。**

2 本プランの位置付け

- 都立学校に対する都教育委員会としての実施計画
- 区市町村教育委員会における実施計画の策定を支援
- 今後、都教育委員会は本プランにより、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を、必要に応じて実施
- 目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革を推進

3 学校における働き方改革の目標

当面の目標

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

※ 上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したもの。

- 都内公立学校における当面の共通目標とし、今後この目標の達成に向けた総合的な対策を実施
- 本取組を通じ、週当たりの在校時間が60時間を超えている教員のみならず、全ての都内公立学校教員における長時間労働を改善

4 取組の方向性

- 以下の5点を柱とし、総合的な対策を実施

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

教員の在校時間を適切に把握する必要があることから、I C Tの活用やタイムレコーダー等により、在校時間を客観的に把握・集計するシステムを構築

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直しやI C T化の推進などに取り組み、学校や教員の負担を軽減

(3) 学校を支える人員体制の確保

「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務職員の職務内容の明確化やスクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、地域との協働活動等を通じた教育支援活動を充実

(4) 部活動の負担を軽減

部活動に係るガイドラインを作成し、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すとともに、「部活動指導員」や外部指導員の活用を促進

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

教員自身が個人や家族で過ごす時間及び自己研鑽^{さん}の機会を確保できるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を推進

5 保護者・地域社会の理解促進及び国への働き掛け

- 働き方改革の意義や取組について、保護者や地域社会の理解を促進するための啓発活動を実施
- 教職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援、弾力的な勤務時間の仕組みなど制度面に関する見直しについて国に要望・提言

議案第17号

特別支援教育推進計画の策定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

現在の「墨田区特別支援教育推進計画」の計画期間が、平成30年度をもって最終年度となるため、新たな計画を策定する必要がある。

(案)

墨田区特別支援教育推進計画

墨田区教育委員会

平成31年3月

< 目 次 >

1	特別支援教育とは	1
2	墨田区における特別支援教育の理念	2
3	墨田区の特別支援教育推進体制の現状	3
4	計画の策定の目的と視点	7
5	計画の基本目標・計画の体系	8～9
6	施策の方向性と取組	10～19

1 特別支援教育とは

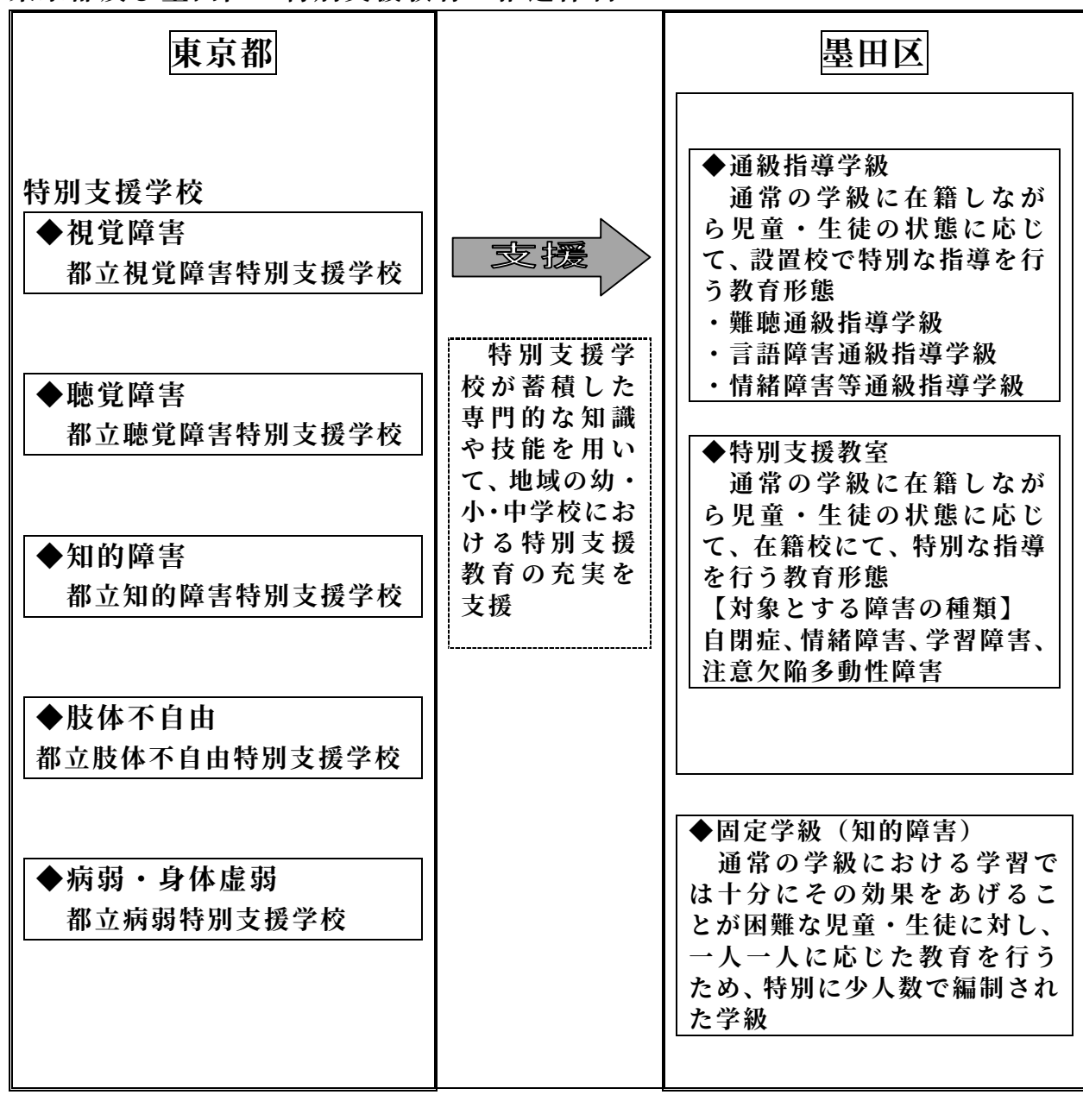
特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習における困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うための教育です。

障害の種別は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、発達障害その他の障害があり、障害の状態等を総合的に勘案して就学先を決定します。

東京都が設置する特別支援学校では、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育が行われています。

一方、本区では、区立小学校・中学校に固定学級として特別支援学級（知的障害）を、通級学級として難聴言語学級及び特別支援教室（情緒障害）を設置して特別支援教育を行っています。

東京都及び墨田区の特別支援教育の推進体制



2 墨田区における特別支援教育の理念

近年、国では障害者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備など、障害者を取り巻く環境は大きく変わっています。また、発達障害者への一層の支援の充実を図るため、平成 28 年 5 月に発達障害者支援法が改正され、発達障害教育の一層の充実を図ることが特に重要とされています。

一方、東京都教育委員会は、平成 16 年 11 月に策定した「東京都特別支援教育推進計画」のもとで、個に応じた指導・支援の充実や都立特別支援学校の再編等の取組を推進してきました。その後、前述の障害者の権利に関する条約の批准やそれに伴う国内法の整備等、障害者を取り巻く環境・状況の変化に適切に対応していくため、平成 29 年 2 月には「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加の実現を目指しているところです。

こうした状況の変化を踏まえて、障害のある人もない人も互いに尊重しながら暮らしていける共生社会を実現するためには、これまで以上に障害者の自立と社会参加を促進する必要があります。その礎を築く上で、障害のある幼児・児童・生徒の能力を伸ばし、また障害のない子ども達の障害者理解を推進するなど、特別支援教育が重要な役割を果たしていかなければなりません。

墨田区教育委員会は、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばすという考えに基づき、きめ細やかに特別支援教育を推進することが重要であると考えています。また、国や都の理念や本区の基本計画「すみだの夢 実現プロジェクト」等のコンセプトを踏まえ、学校・保護者・地域が一体となり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の形成を目指します。

これまでの推進計画の成果に立脚した上で、本区をめぐる状況変化や障害者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、特別支援教育の一層の充実を図る観点に立って、このたび、墨田区特別支援教育推進計画を策定しました。

3 墨田区の特別支援教育推進体制の現状

(1) 特別支援学級設置校数

学級種	固定学級	通級指導学級			＊情緒障害等通級指導は全小学校に特別支援教室を設置済 学校数は拠点校数
障害種	知的障害	情緒障害等	言語障害	難聴	
小学校	8校	5校	3校	1校	
中学校	5校	1校		1校	
指導形態	個別指導や小集団指導を実施				

(2) 固定学級（知的障害）

① 小学校 8校（緑・外手・中和・業平・四吾・一寺・二寺・隅田）

② 中学校 5校（墨田・本所・竪川・寺島・吾二）

※ 平成28年4月に吾嬬第二中学校に固定学級を新設した。

○児童・生徒数の推移（単位：人）

各年5月1日現在

固定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	123	110	105	118
中学校	71	78	71	61
合計	194	188	176	179

(3) 通級指導学級（情緒障害等）

① 小学校は全校に特別支援教室を設置（平成28年度～30年度）

② 中学校は1校（吾嬬立花中）に設置（平成33年4月までに全中学校に特別支援教室を設置）

○児童・生徒数の推移（単位：人）

各年5月1日現在

通級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	165	183	272	391
中学校	15	23	32	33
合計	180	206	304	424

(4) 通級指導学級（難聴）

① 小学校 1校（言問）

② 中学校 1校（桜堤）

○児童・生徒数の推移（単位：人）

各年5月1日現在

通級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	3	3	3	3
中学校	5	3	4	3
合計	8	6	7	6

(5) 通級指導学級（言語）

- ① 小学校 3校（言問・柳島・押上） ② 中学校 なし

○児童数の推移（単位：人）

各年5月1日現在

通級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	72	84	80	71

(6) 今後の児童・生徒数の推移

本区の住民基本台帳に基づく小学1年生の数(予測)は、平成31年度は1,825人であるが、平成34年度には2,115人と増加していくことが予測される。特別な支援が必要な児童・生徒についても増加が見込まれ、固定学級等の整備が必要となっていくと考えられる。

(7) 就学相談

就学時又は入学後に、一人一人の児童・生徒の障害に応じた適切な学びの場についての相談を行っている。

学務課が主管し、教育相談室（すみだ教育研究所）と連携を図り、実施している。

○就学相談件数の推移（単位：人）

各年3月31日現在

相談件数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校入学	107	123	164	152
中学校入学	56	52	41	62
転学（小・中）	14	16	10	19
合計	177	191	215	233

(8) 就園相談

就園時又は入園後に、障害のある幼児一人一人の特性に応じた適切な教育を行うための相談を実施している。

行動観察・医師からの意見聴取や、療育機関等との連携を踏まえ、墨田区立幼稚園就園指導委員会において審議した上で、介助員の配置等必要な支援を行っている。

特別な支援（介助員の配置）を必要とする幼児については、定員35名のう

ち、受け入れは2名程度とし、入園募集手続きを行っている。

(9) 副籍制度

特別支援学校の小学部・中学部の児童・生徒が地域とのつながりを維持・継続するために、平成19年度から副籍制度を導入している。

就学相談時に副籍制度に関する保護者の意向を聞き取り、交流方法（直接・間接）や地域指定校を決定している。

制度の運用は「副籍ガイドブック」（東京都教育委員会）をもとに作成した「墨田区教育委員会副籍制度ガイドライン」に基づき実施している。

(10) 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」・「個別指導計画」

学校生活支援シートは、本人や保護者の希望を踏まえ、各機関が連携して幼児・児童・生徒を支援していく長期計画である。個別指導計画は、学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導計画であり、一人一人の障害の状態に応じて、具体的な指導内容を設定し作成する。

- 幼稚園は、5歳児については、就学支援シート「かがやき」の周知を行い、希望する保護者が作成し、就学先の小学校に提出する。小学校は提出された「かがやき」をもとに、学校生活支援シートや個別指導計画を作成している。

(11) 教員等の専門性の向上

特別支援教育の知識と能力を備えた人材を養成していくために、特別支援教育に関わる研修を教員に実施している。

	研修名	対象	回数
1	特別支援教育研修会	希望教員（支援員、介助員）	1回
2	特別支援教育コーディネーター研修	コーディネーター（各校1名）	3回
3	特別支援学級研修会	固定級・通級教員	1回
4	多層指導モデル（MIM）研修会	希望教員（1年生担任）	3回
5	特別支援教室専門員研修会	専門員	2回
6	特別支援教室新規採用教員向け短期集中研修会	特別支援教室新規採用教員	5回
7	初任者等研修会	初任者等	1回

（平成30年度）

(12) 介助員や支援員等の配置

特別支援学級等に必要な応じて介助員等を配置し、指導の充実や安全確保を図っている。

① 介助員

- 「墨田区立学校特別支援学級介助員の設置基準」により、原則として特別支援学級1学級に非常勤職員1名を配置している。また、幼稚園においては、障害のある幼児2名に対し1名の介助員を配置している。
- 「障害児教育の充実に係る介助員謝礼金の支出基準」により、通常学級に

在籍し特別な支援を要する肢体不自由などの障害のある児童・生徒について、臨時職員を配置している。

② 学校支援指導員

学習指導や生活指導において、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の対応などのため配置している。

③ 特別支援教室専門員

特別支援教室の設置に伴い、各小学校に配置している。在籍学級での児童の様子を把握し、巡回教員と在籍校教員との連携や、調査・教材等の準備を行っている。（東京都一般非常勤職員）

(13) 地域・保護者への意識啓発と周知方法等

特別支援教育について、地域・保護者等への意識啓発を図る。

本区の特別支援教育について、就学相談・転学相談、特別支援学級一覧等を記載したリーフレット「墨田区の特別支援教育」を作成している。

また、保護者向けリーフレット「おやっ？と思ったら、ご相談ください」を作成し、全区立幼稚園、小・中学校の教職員、保護者、地域等に配布し、周知を図っている。

4 計画策定の目的と視点

墨田区では平成 27 年 4 月に「墨田区特別支援教育推進計画」を策定し、これに基づき障害のある児童・生徒に、適切な教育を受けるための様々な施策を展開してきました。この間、国においては障害者差別解消法の制定や発達障害者支援法の改正が、東京都においては、特別支援教育推進計画（第二期）が策定されるなど、障害者や特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

この度、本区の計画が平成 30 年度をもって最終年度を迎えたことから、これまでの施策の達成状況や社会状況の変化も踏まえつつ、国や都の計画との整合性を図りながら新たな「墨田区特別支援教育推進計画」を次の 3 つの視点を踏まえ策定しました。

①平成 31 年度から平成 34 年度までに行う取組を示します

平成 30 年度の実績を踏まえ平成 34 年度までに達成する目標を定めます。

②教育委員会・学校・家庭・地域等のそれぞれの役割を明確にします

子どもの教育に関わる多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生社会をつくっていきます。また、教育関係機関以外にも、保健・子育て・障害者部門等、様々な機関が連携し、それぞれの役割を明確にして支援体制を構築します。

③取組には可能な限り数値目標を設定します

可能な限り数値目標を設定することで、適切な計画の執行及び事業の改善に生かします。

5 計画の基本目標・計画の体系

計画の基本目標を3点定め、それぞれに具体的な目標を掲げます。

<基本目標1>

共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育を充実させます				
1	個別の課題に応じた計画的な指導を行います	①	学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用	指導室
2	学校の校内体制を整備します	②	巡回相談の実施	指導室
		③	校内委員会の強化	指導室
3	教員等の指導力の向上を図ります	④	特別支援教育コーディネーター研修	指導室
		⑤	教員研修の充実	指導室
		⑥	幼保小中一貫教育における学校・園の連携	研究所
		⑦	I C T教育の充実	庶務課 指導室
4	児童生徒の障害者理解を促進します	⑧	通常の学級に在籍する児童生徒に対する障害者理解の促進	指導室

<基本目標2>

一人一人のニーズに合わせた学びの場の環境を整備します				
1	特別支援学級の新設などの検討を進めます	①	固定学級の新設などの検討	学務課
2	発達障害教育の環境整備と支援体制を充実させます	②	特別支援教室の整備	学務課 庶務課
		③	指導体制・指導内容の充実	指導室 研究所
3	医療的ケアを推進します	④	校内体制の検討	学務課
4	介助員・支援員等の適切な配置を行います	⑤	介助員の配置	庶務課
		⑥	学校支援指導員の配置	指導室
		⑦	特別支援教室専門員の配置	指導室

＜基本目標 3＞

様々な機関が連携して、支援体制を構築します				
1	特別支援教育に係る組織（体制）を強化します	①	就園相談・就学相談の充実	学務課
		②	特別支援教室・通級に係る入退級判定機能の充実	学務課 指導室
2	地域の特別支援学校（墨田特別支援学校等）、外部機関との連携を強化します	③	巡回相談・巡回指導等の充実	指導室
3	副籍交流を進めます	④	交流活動の推進	学務課 指導室
4	保護者・地域と協力して推進します	⑤	保護者・地域への理解啓発	指導室
5	切れ目ない、一貫性のある支援をします	⑥	教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携	指導室 学務課
		⑦	（仮称）新保健施設等複合施設の開設に伴う、（仮称）教育支援センターの開設準備	研究所 学務課 指導室

6 施策の方向性と取組

取組の内容を計画の体系ごとに示します。

<基本目標1>

共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育を充実させます

1-1 個別の課題に応じた計画的な指導を行います

① 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）・個別指導計画の作成・活用

障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくため、入学から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫して的確な支援を行い、学校生活支援シート・個別指導計画を作成し、その活用を図る。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	一貫した教育的支援の実施			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 「学校生活支援シート」、「個別指導計画」の策定率 100%、小学校から中学校への引継ぎ 100%	「学校生活支援シート」、「個別指導計画」の策定率 100%、小学校から中学校への引継ぎ 100%			

1-2 学校の校内体制を整備します

② 巡回相談の実施

教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行い、幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応える支援体制を確立するため、巡回相談を実施し、助言内容を全教員に周知徹底する（障害のある幼児・児童・生徒について、学校生活支援シート及び個別指導計画に関する助言を含む。）。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応える支援体制の確立			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 巡回相談 78 回	延べ 80 回	延べ 85 回		

③ 校内委員会の強化

スクールカウンセラー等の活用を図り、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の状態の的確な把握や支援方策を検討するため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置・運営するとともに、その機能の強化を図る。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	児童・生徒一人一人のニーズに応える支援体制の確立			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 校内委員会設置 幼・小・中とも 100%	個別指導計画 を活用した校 内委員会の全 校実施			

1-3 教員等の指導力の向上を図ります

④ 特別支援教育コーディネーター研修

特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図るため、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の理解や相談支援等についての研修を実施する。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 年間 3 回実施	年間 3 回実施			

⑤ 教員研修の充実

教員が特別支援教育に関する理解を深めるとともに、教育現場のニーズに応じて教員の実践的な指導力を向上させるため、研修を実施する。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	教員の特別支援教育に関する理解の向上			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
特別支援教育研修会 30 年度 1 回（一般教員対象）	年間 1 回実施			
特別支援学級研修会 同 1 回	年間 1 回実施			
特別支援教室研修会 （巡回指導担当教員、通級担当教員、在籍 校教員対象） 同 3 回	年間 3 回実施			
MIM（※）研修会 同 3 回	年間 3 回実施			

※ MIMとは Multilayer Instruction Model（多層指導モデル）の略で、特殊音節についての指導法とアセスメントを取り入れて、通常の学級における様々なニーズに応じた指導・支援をしていくモデルのことである。

⑥ 幼保小中一貫教育における学校・園の連携

就学・進学の際に、関係機関の間で定期的に協議や情報共有を行い、個々の子どもへの特別な支援の引継ぎを行う。

取組の実施主体	すみだ教育研究所			
期待される効果	個々の子どもへの特別な支援に関する確実な引継ぎ			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 就学・進学への要録の 抄本等の確実な送付	年度末及び定期的、継続的に特別な支援に関する協議等			

⑦ ICT教育の充実

ICT機器を、児童・生徒の能力の伸長や他者とのコミュニケーション等に多面的に活用することによって、教育効果の向上を図る。

取組の実施主体	庶務課・指導室			
期待される効果	ICTを活用した指導法の改善促進			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 モデル実施 固定級 小・中各 1 校 通級指導（言語）小 1 校 通級指導（難聴）小・中各 1 校 通級指導（情緒障害）中 1 校 特別支援教室小 1 校	ICT機器を活用した指導方法の工夫・開発			

1-4 児童生徒の障害者理解を促進します

⑧ 通常の学級に在籍する児童・生徒に対する障害者理解の促進

通常の学級に在籍する児童・生徒への障害者理解教育を進めていく。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	児童・生徒の障害者理解			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 各小・中学校で、在籍児童・生徒に対する障害者理解の取組を実施	障害者理解教育を進める			

<基本目標 2>

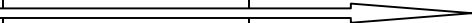
一人一人のニーズに合わせた学びの場の環境を整備します

2-1 特別支援学級の新設などの検討を進めます

① 固定学級の新設などの検討

小学校の固定学級（知的障害）について、地域的バランスを考慮しながら新たな固定学級の設置を検討する。

また、発達障害のある児童・生徒の支援について、巡回指導を充実させるとともに、言語障害のある児童の通級についても今後の在り方について検討する。

取組の実施主体	学務課			
期待される効果	地域バランスの改善、障害種別によるきめ細やかな教育活動			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 小 8 校 中 5 校	小 8 校（知的） 中 5 校（知的）	小 8 校（知的） 中 5 校（知的）	小 9 校（知的） 	

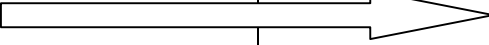
2-2 発達障害教育の環境整備と支援体制を充実させます

② 特別支援教室の整備

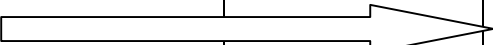
東京都の特別支援教育推進計画に基づき、中学校の情緒障害等の通級指導を巡回指導に変更し、各中学校に「特別支援教室」の設置を計画的に進める。

また、小学校における情緒障害等のきめ細かな巡回指導の充実のため、特別支援教室拠点校の配置数の見直しを行う。

【小学校】

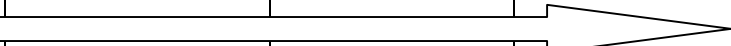
取組の実施主体	学務課			
期待される効果	よりきめ細やかな指導体制の構築			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 小学校全校で巡回指導 実施	適切な拠点校数 を検討し、新た な拠点校を整備			

【中学校】

取組の実施主体	学務課（工事関係及び物品調達）、庶務課（工事関係）			
期待される効果	巡回指導による指導の充実			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度中整備開始	4 校開設	6 校開設 (中学校全校整備完了)		

③ 指導体制・指導内容の充実

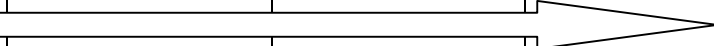
通常の学級における特別な支援の必要な幼児・児童・生徒への支援を強化するため、障害の程度や個別の課題に応じた指導を充実させる。そのために、ICTの活用、東京ベーシック・ドリルやソーシャルスキルトレーニングの事例集の活用、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくり等について、指導方法・内容・体制等の充実を図る。

取組の実施主体	指導室・すみだ教育研究所			
期待される効果	在籍校における支援体制の充実			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 拠点校と連携し実施	拠点校と連携し各学校で実施			

2-3 医療的ケアを推進します

④ 校内体制の検討

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景として、今後は、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒の増加が予想される。幼稚園や学校生活の中で、痰の吸引等医療的ケアを必要とする子どもたちを受け入れて支援していくため、看護師を配置して行うべき医療的ケアの内容や、教育・保育・福祉・保健・医療等の関係機関と連携の在り方を検討する。それを踏まえ、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の受け入れにあたっての学校体制の構築を図る。

取組の実施主体	学務課			
期待される効果	在校時における医療的ケアの充実			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 ガイドライン作成について検討	ガイドライン を作成			
		受け入れにあたっての学校体制の検討・順次実施		

2-4 介助員・支援員等の適切な配置を行います

⑤ 介助員の配置

就学相談委員会の判定に基づき固定学級（知的障害）に適切に配置する。

取組の実施主体	庶務課			
期待される効果	介助が必要な児童・生徒への支援			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 固定学級 1 学級に 1 名 配置（非常勤職員）	必要数を配置			

⑥ 学校支援指導員の配置

通常の学級に在籍する特別な配慮を要する幼児・児童・生徒へきめ細かく対応していくために、特別支援教育重点校としての学校支援指導員を、小・中学校に配置する。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	個に応じた指導の充実			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 特別支援教育重点校 14 校に配置	学校支援指導員の配置の充実			

⑦ 特別支援教室専門員の配置

特別支援教室で指導を行う小・中学校に、特別支援教室専門員（東京都非常勤職員）の配置を行う。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	特別支援教室拠点校と巡回校の連携の強化			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 小学校 25 校に配置	小学校・継続 中学校・特別支 援教室設置年度 から配置	中学校全校配 置		

<基本目標 3>

様々な機関が連携して、支援体制を構築します

3-1 特別支援教育に係る組織(体制)を強化します

① 就園相談・就学相談の充実

就園については、墨田区立幼稚園就園指導委員会において、幼児の障害の状態を適正に判断し、入園の可否及び適切な教育について検討するため、その機能の充実を図る。

また就学にあたっては墨田区就学相談委員会における就学前機関との連携を図るとともに、相談体制の充実を図るため組織体制の充実を図る。

【就園相談】

取組の実施主体	学務課			
期待される効果	特別な支援を要する幼児のスムーズな就園手続と適切な支援の提供			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 認定件数 13 件	就園事務の工夫・改善			

【就学相談】

取組の実施主体	学務課			
期待される効果	特別な支援を要する幼児・児童・生徒のスムーズな就学手続と適切な支援の提供			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 相談件数 233 件	就学相談の工夫・改善及び相談体制の整備 相談件数 240 件	相談件数 250 件	相談件数 260 件	相談件数 260 件

② 特別支援教室・通級に係る入退級判定機能の充実

特別支援教室の利用開始・終了の判定や、ことばの通級への入退級の判定について、関係者の参加のもとに適正な判定を行う。

取組の実施主体	学務課・指導室			
期待される効果	適正な入退級の検討体制の確立			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 委員会回数 計 10 回	ことば 2 回 情緒 8 回 専門家等の出席	委員会の組織の確立		

3-2 地域の特別支援学校（墨田特別支援学校等）、外部機関との連携を強化します

③ 巡回相談・巡回指導等の充実

地域の特別支援学校や専門的な外部機関と連携し、講師を招聘して園・学校に対しての指導内容や方法に関する指導や助言を行い、指導方法の充実を図る。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	関係機関との連携強化、校（園）内の支援体制の確立			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 巡回相談 78 回（※）	延べ 80 回	延べ 85 回		

※ 特別支援教育スーパーバイザー、特別支援教育コーディネーター、臨床心理士、大学教授等が、授業場面や授業以外の活動場面での行動観察や見立て、教員への教育的対応の助言（教科等の学習や学校生活の中に具体的に位置付けられる支援・指導方法や適切な教材等）、校内研修会・事例研究会・校内委員会への支援等を行った。

3-3 副籍交流を進めます

④ 交流活動の推進

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、また障害のある児童・生徒が、地域との日常的な関わりの中で社会参加する意識を育んでいく必要がある。特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒と地域の学校との交流や共同学習を進める。

取組の実施主体	学務課・指導室			
期待される効果	地域とのつながりの充実			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 対象者のうち、直接または間接交流を計画している率 55.2%	60%	70%	70%	70%

＊年度当初に交流計画を区教育委員会に提出している児童・生徒数の率

3-4 保護者・地域と協力して推進します

⑤ 保護者・地域への理解啓発

障害のある子どもとその教育について、パンフレットの配布等により適切な理解啓発を図る。

取組の実施主体	指導室			
期待される効果	保護者・地域の障害のある子どもの教育についての正しい理解			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 資料 1 種作成・配布	パンフレット配布等			

3-5 切れ目ない、一貫性のある支援をします

⑥ 教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携

関係機関が様々な連携の場で情報共有を図り、連携を強化して必要な支援を行う。

○教育・保健・医療・福祉の各機関が、障害のある子どもに対して、就園前・幼保小中の一貫した支援を行えるよう連携を図る。

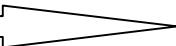
○国において、「家庭と教育（文科省）と福祉（厚労省）の連携『トライアングル』プロジェクト」（※）が進められており、関係機関との連携を図る。

（※「『トライアングル』プロジェクト」とは、支援が必要な子どもや保護者が、地域で切れ目なく支援を受けられるように、例えば学校と放課後等デイサービスとの相互理解の促進や保護者も含めた情報共有など、家庭と教育と福祉との連携を図るもの）

取組の実施主体	指導室・学務課			
期待される効果	連携が強化された一貫性のある支援			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 各機関の連絡会議等実施	連絡会議の実施			

⑦ (仮称)新保健施設等複合施設の開設に伴う、(仮称)教育支援センターの開設準備

平成 35 年度（2023 年度）に開設を予定している新保健施設等複合施設に、教育相談・就学相談・適応指導教室などの機能を集約することで、効果的な相談機能の一層の強化を図る。

取組の実施主体	すみだ教育研究所・学務課・指導室			
期待される効果	支援が必要な子どもの相談機能の充実			
年度の数値目標	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
平成 30 年度の状況 関係機関の連絡会議においてレイアウト等の検討	施設開設に向けた検討・準備			

議案第18号

平成32年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書採択の方針について

上記の議案を提出する。

平成31年3月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和31年法律第182号）第13条の規定に基づき、公正かつ円滑な採択を行うための方針を定める必要がある。

平成 32 年度使用墨田区立小学校教科用図書採択の方針について

平成 31 年 3 月
墨田区教育委員会

墨田区立小学校が平成 32 年度以降に使用する教科用図書の採択について下記のとおり取り扱う。

記

1 教科用図書の調査研究及び検討

墨田区教育委員会が教科用図書を採択するに当たり、必要な調査研究及び検討は、以下のように行う。

(1) 各学校による教科用図書の調査研究

各学校は、教科用図書の内容等が教科指導にふさわしいかどうか調査し、調査結果に意見を付して平成 31 年 6 月 20 日（木）までに墨田区立小学校教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）に報告する。

※ 調査期間は、原則として平成 31 年 5 月 16 日（木）から 6 月 10 日（月）までの間とする。

(2) 墨田区立小学校教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）による調査研究

調査委員会は、独自の調査を実施する。各教科用図書の調査内容を平成 31 年 6 月 7 日（金）までに検討委員会に報告する。

※ 調査委員会委員の構成は、以下のとおりとする。

委員長（校長）及び教員の代表〔3～4 名程度〕

（委員長は、原則として小学校教育研究会部長等から選出する。）

(3) アンケート調査による意見聴取

墨田区教育委員会は、教科用図書の展示会を実施し、アンケート調査により区民等からの意見を聴取する。

※ 展示会は、以下のとおり実施する。

・ 特別展示（10 日間）：6 月 4 日（火）から 6 月 13 日（木）まで

・ 法定展示（14 日間）：6 月 14 日（金）から 7 月 3 日（水）まで

（6 月 20 日休館日、6 月 24 日から 6 月 28 日の図書館蔵書点検による休館日を除く）

・ 会場：ひきふね図書館

(4) 検討委員会による検討

検討委員会は、調査委員会及び各学校からの報告を受け、地域の実情や区民の意向なども参考に検討し、各教科の教科用図書についての検討結果を平成 31 年 7 月 18 日（木）までに墨田区教育委員会に報告する。

※ 検討委員会委員の構成は、以下のとおりとする。

・ 小学校校長会代表 1 名 ・ 調査委員会委員長 1 名 ・ 調査委員会副委員長 1 名

・ 学識経験者 2 名 ・ 保護者代表 2 名 ・ 指導室長 1 名 ・ 指導主事（統括指導主事）2 名

(5) 調査委員会委員及び検討委員会委員の選出・依頼

調査委員会委員及び検討委員会委員は、平成 31 年 4 月 26 日（金）までに選出し、墨田区教育委員会が依頼する。

2 教科用図書の採択

墨田区教育委員会は、検討委員会からの報告を受け、総合的に判断したうえで、平成 31 年 8 月 30 日（金）までに教科書を採択する。採択に当たっては、検討状況などを検討委員会から聴取することができる。

平成 32 年度使用墨田区立中学校教科用図書採択の方針について

平成 31 年 3 月
墨田区教育委員会

墨田区立中学校が平成 32 年度に使用する教科用図書の採択について下記のとおり取り扱う。

記

1 教科用図書の調査研究及び検討

墨田区教育委員会が教科用図書を採択するに当たり、必要な調査研究及び検討は、以下のように行う。

(1) 各学校による教科用図書の調査研究

各学校は、教科用図書の内容等が教科指導にふさわしいかどうか調査し、調査結果に意見を付して平成 31 年 6 月 20 日（木）までに墨田区立中学校教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）に報告する。

※ 調査期間は、原則として平成 31 年 5 月 16 日（木）から 6 月 10 日（月）までの間とする。

(2) 墨田区立中学校教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）による調査研究

調査委員会は、独自の調査を実施する。各教科用図書の調査内容を平成 31 年 6 月 7 日（金）までに検討委員会に報告する。

※ 調査委員会委員の構成は、以下のとおりとする。

委員長（校長）及び教員の代表〔3～4 名程度〕

（委員長は、原則として中学校教育研究会部長等から選出する。）

※ 調査については、新たに検定に合格した教科用図書のみ行うこととし、平成 27 年度採択における調査の内容を活用する。

(3) アンケート調査による意見聴取

墨田区教育委員会は、教科用図書の展示会を実施し、アンケート調査により区民等からの意見を聴取する。

※ 展示会は、以下のとおり実施する。

・ 特別展示（10 日間）：6 月 4 日（火）から 6 月 13 日（木）まで

・ 法定展示（14 日間）：6 月 14 日（金）から 7 月 3 日（水）まで

（6 月 20 日休館日、6 月 24 日から 6 月 28 日の図書館蔵書点検による休館日を除く）

・ 会場：ひきふね図書館

(4) 検討委員会による検討

検討委員会は、調査委員会及び各学校からの報告を受け、地域の実情や区民の意向なども参考に検討し、各教科の見本本についての検討結果を平成 31 年 7 月 18 日（木）までに墨田区教育委員会に報告する。

※ 検討委員会委員の構成は、以下のとおりとする。

・ 中学校校長会代表 1 名 ・ 調査委員会委員長 1 名 ・ 調査委員会副委員長 1 名

・ 学識経験者 2 名 ・ 保護者代表 2 名 ・ 指導室長 1 名 ・ 指導主事（統括指導主事）2 名

※ 検討については、新たに検定に合格した教科用図書のみ行うこととし、平成 27 年度採択における検討の内容を活用する。

(5) 調査委員会委員及び検討委員会委員の選出・依頼

調査委員会委員及び検討委員会委員は、平成 31 年 4 月 26 日（金）までに選出し、墨田区教育委員会が依頼する。

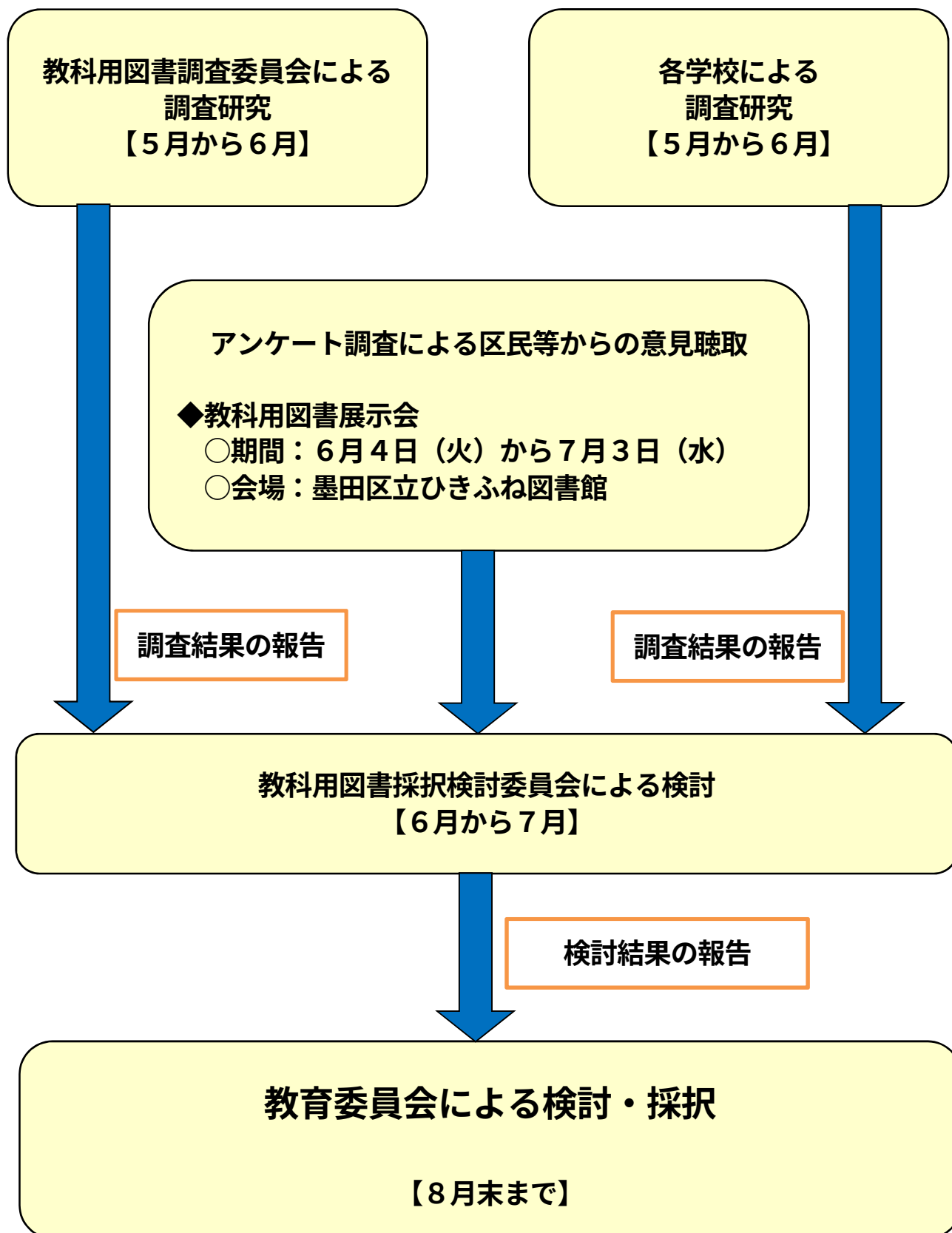
※ 委員の選出・依頼については、新たに検定に合格した教科用図書がある場合に行うこととする。

2 教科用図書の採択

墨田区教育委員会は、検討委員会からの報告を受け、総合的に判断したうえで、平成 31 年 8 月 30 日（金）までに教科書を採択する。採択に当たっては、検討状況などを検討委員会から聴取することができる。

平成 32 年度使用小学校教科用図書 及び中学校教科用図書採択の主な流れ

墨田区教育委員会



議案第19号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成31年3月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、超過勤務における時間の上限等について定めるため、所要の規定整備を行う必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（超過勤務） 第7条 教育委員会は、職員に<u>条例第9条第1項に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）</u>を命ずるときは、庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しなければならない。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により、あらかじめ勤務することを命ずることができる。 (1)～(3) 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>条例第9条第1項</u>ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に超過勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。 <u>（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）</u> 第7条の2 教育委員会は、職員に<u>超過勤務を命ずるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第1号にあっては時間）の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</u> (1) <u>第3号に規定する部署以外の部署に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> <u>次のア及びイに定める時間</u> ア <u>1月において超過勤務を命ずる時間について45時間</u>	〔同左〕 第7条 教育委員会は、職員に<u>条例第9条の規定による勤務（以下「超過勤務」という。）</u>を命ずるときは、庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しなければならない。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により、あらかじめ勤務することを命ずることができる。 (1)～(3) 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>条例第9条</u>ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に超過勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。 〔新設〕

イ 1年において超過勤務を命ずる時間について360時間

(2) 1年において勤務する部署が次号に規定する部署から前号に規定する部署となった職員 次のアからウまでに定める時間及び月数

ア 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

イ 次号に規定する部署から前号に規定する部署となった日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）において次号ア、ウ及びエに定める時間及び月数

ウ 特定期間の末日の翌日から1年の末日までの期間において前号アに定める時間及び当該期間の月数に30を乗じた時間

(3) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として教育委員会が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6月

2 教育委員会が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるものをいう。）に従事する職員又は従事していた職員に対し、前項各号に定める時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超え

ることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

3 教育委員会は、前項の規定により、第1項各号に定める時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずるときは、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第7条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とする。

平成 30 年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 1

課題№		1		事業名		学校校舎等の改築・改修							主管課		庶務課											
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
執行計画	①吾孺立花中学校										校舎新築工事															
															▲設計起工											
	②学校施設の安心安全の強化																									

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

平成30年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 3

課題№	3	事業名	学力向上新3か年計画の実施	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	主管課	すみた教育研究所
執行計画	区調査実施 (4/24)	区調査実施 (4/24)	区調査結果返却	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析	区調査結果分析
	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)	学力向上ヒアリング (前期)
	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)	国調査実施 (4/17)
	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行	教育委員会メッセージ発行
実績	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ	マネジメント推進校計画取りまとめ
	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行	理科・社会科教材開発・ニュース発行
	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室	チャレンジ教室
	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗	進捗
区調査実施 (4/24) 学力向上ヒアリング (前期) 国調査実施 (4/17) 教育委員会メッセージ発行 マネジメント推進校計画取りまとめ 理科・社会科教材開発・ニュース発行 チャレンジ教室 進捗 区調査実施 (4/24) 学力向上ヒアリング (前期) 国調査実施 (4/17) 教育委員会メッセージ発行 マネジメント推進校計画取りまとめ 理科・社会科教材開発・ニュース発行 チャレンジ教室 進捗														

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

No. 4

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

平成31年3月20日
教育委員会報告資料

教育委員会だよりの発行について

1 趣旨

平成31年度入学（園）式において新入生保護者及び来賓向けに「教育委員会だより」を配布する必要があるため

2 発行資料

- （1）小・中学校配布用
別紙1のとおり
- （2）小・中学校配布用（振り仮名あり）
別紙2のとおり
- （3）幼稚園配布用
別紙3のとおり
- （4）幼稚園配布用（振り仮名あり）
別紙4のとおり

3 配布日

- （1）小学校 平成31年4月8日（月）
- （2）中学校 平成31年4月9日（火）
- （3）幼稚園 平成31年4月10日（水）

ご入学おめでとうございます



～ 保護者の皆様へ ～

墨田区教育委員会（平成31年4月発行）



後列 坂根委員、白石委員、浅松委員
前列 加藤教育長、阿部教育長職務代理者

このたびは、お子さまのご入学まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を進めています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・学校・地域が連携して見守り、支援していくことも大切です。

お子さまが充実した学校生活を送れるよう、学校・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

◆ 教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開催し、学校教育や社会教育などの教育施策全般について協議し、重要な方針を決定するなどしています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を広くうかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中でその解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて意見交換し、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。

こうした会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当まで（区役所11階） Tel5608-6301

◆ お子さまに基本的な生活習慣を

入学にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考になさってください。

- ☆ 早寝・早起き・朝ごはん
- ☆ あいさつ
- ☆ 家庭学習
- ☆ 携帯電話、スマートフォン、パソコン等の利用のルール
（使用時間、フィルタリングサービス、SNS等の利用など）



「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

各種手続きのご案内

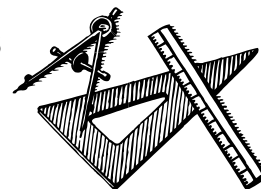
◆ 就学援助の申請

小・中学校へ通学するお子さまがいるご家庭で、経済的な理由により、学校でかかる費用の支払いが困難な場合、審査のうえ、その一部を墨田区が援助いたします。

利用にあたっては、所得制限があります。学校を通じて「就学援助費受給申請書」をお配りいたしますので、内容を確認のうえ申請してください。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所 11 階）TEL5608-6303



◆ 『学校情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を学校や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。学校からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・運動会や移動教室等の学校行事のお知らせ
- ・台風時における登下校の情報
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

※ 学校によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは、学校又は下記担当までお問い合わせください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所 11 階）TEL5608-1294

相談窓口のご案内 ～ お気軽にご相談ください ～

お問い合わせは、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間帯にお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
すみだスクール サポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、 その他子育ての悩みに関する相談に対応 (いじめ電話相談は24時間、年中無休)	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる 立ち直りへの支援（小学3年生～中学3年 生対象）	5247-2781
「ステップ」学級	不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰 への支援を行うための通級制の教室（小学 4年生～中学3年生対象）	5608-6919
教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く対 応。必要に応じて、他機関と連携※要予約	5247-2012

にゅうがく ご入学おめでとうございます

ほごしや みなさま
～ 保護者の皆様へ ～

すみだくきょういくいいんかい
墨田区教育委員会 (平成31年4月発行)



こうれつ さかおいいん しらいしいん あさまついいん
後列 坂根委員、白石委員、浅松委員

ぜんれつ かとうきょういくちやう あべきょういくちやうしやくむだいりしや
前列 加藤教育長、阿部教育長職務代理者

このたびは、お子さまのご入学まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を進めています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・学校・地域が連携して見守り、支援していくことも大切です。

お子さまが充実した学校生活を送れるよう、学校・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

◆ 教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開催し、学校教育や社会教育などの教育施策全般について協議し、重要な方針を決定するなどしています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を聞くかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中でその解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて意見交換し、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。こうした会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当まで（区役所11階） TEL5608-6301

◆ お子さまに基本的な生活習慣を

入学にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考になさってください。

☆ 早寝・早起き・朝ごはん

☆ あいさつ

☆ 家庭学習

☆ 携帯電話、スマートフォン、パソコン等の利用のルール
(使用時間、フィルタリングサービス、SNS等の利用など)

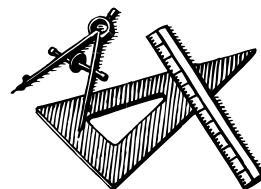


「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

かくしゅてつづ あんない 各種手続きのご案内

◆ 就学援助の申請

小・中学校へ通学するお子さまがいるご家庭で、経済的な理由により、学校でかかる費用の支払いが困難な場合、審査のうえ、その一部を墨田区が援助いたします。利用にあたっては、所得制限があります。学校を通じて「就学援助費受給申請書」をお配りいたしますので、内容を確認のうえ申請してください。詳しくは下記担当までお問い合わせください。
問合せ：学務課事務担当まで（区役所11階）Tel5608-6303



◆ 『学校情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を学校や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。学校からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・運動会や移動教室等の学校行事のお知らせ
- ・台風時における登下校の情報
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

※ 学校によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは、学校又は下記担当までお問い合わせください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所11階）Tel5608-1294

相談窓口のご案内 ～ お気軽にご相談ください ～

お問い合わせは、平日の午前9時から午後4時30分までの時間帯にお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
すみだスクール サポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、 その他子育ての悩みに関する相談に対応 (いじめ電話相談は24時間、年中無休)	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる 立ち直りへの支援 (小学3年生～中学3年生対象)	5247-2781
「ステップ」学級	不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰 への支援を行うための通級制の教室 (小学4年生～中学3年生対象)	5608-6919
きょういくそうだんしつ 教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く 対応。必要に応じて、他機関と連携※要予約	5247-2012

ご入園おめでとうございます



～ 保護者の皆様へ ～

墨田区教育委員会（平成31年4月発行）



後列 坂根委員、白石委員、浅松委員

前列 加藤教育長、阿部教育長職務代理者

このたびは、お子さまのご入園まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を進めています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・幼稚園・地域が連携して見守り、支援していくことも大切です。

お子さまが充実した幼稚園生活を送れるよう、幼稚園・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

◆ 教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開催していますが、学校教育や社会教育などの教育施策全般について協議し、重要な方針を決定するなどしています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTA や地域の方々の声を広くうかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中でその解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて意見交換し、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。

こうした会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当まで（区役所11階） TEL5608-6301

◆ お子さまに基本的な生活習慣を

入園にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考にさせていただきます。

- ☆ 早寝・早起き・朝ごはん
- ☆ あいさつ
- ☆ 家庭学習

「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

各種手続きのご案内

◆ 入園料および保育料のお支払いについて

入園料は、1,500 円です。入園した最初の月にお支払いください。

また、保育料はご世帯の所得状況等をもとに決定し、口座振替で月ごとに納めていただきます。口座振替の登録がまだお済みでない方は、お早めにお取引先の金融機関にてお手続きをお願いします。

なお、4月分～7月分の保育料は、平成 30 年度の住民税額をもとに4月中に決定しご連絡します。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所 11 階）Tel5608-6303



◆ 『学校（園）情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を幼稚園や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。幼稚園からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・幼稚園行事の実施、中止等のお知らせ
- ・お弁当、雨傘等の持ち物のお知らせ
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

※ 幼稚園によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは、幼稚園又は下記担当までお問い合わせください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所 11 階） Tel5608-1294

相談窓口のご案内 ～ お気軽にご相談ください ～

お問い合わせは、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間帯をお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
すみだスクール サポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、 その他子育ての悩みに関する相談に対応 (いじめ電話相談は24時間、年中無休)	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる 立ち直りへの支援（小学3年生～中学3年 生対象）	5247-2781
「ステップ」学級	不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰 への支援を行うための通級制の教室（小学 4年生～中学3年生対象）	5608-6919
教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く対 応。必要に応じて、他機関と連携※要予約	5247-2012

にゅうえん ご入園おめでとうございます

ほ ごしや みなさま
～ 保護者の皆様へ ～

すみ だく きょういく いんかい
墨田区教育委員会 (平成31年4月発行)



後列 坂根委員、白石委員、浅松委員

前列 加藤教育長、阿部教育長職務代理者

このたびは、お子さまのご入園まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を進めています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・幼稚園・地域が連携して見守り、支援していくことも大切です。

お子さまが充実した幼稚園生活を送れるよう、幼稚園・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

◆ 教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開催し、学校教育や社会教育などの教育施策全般について協議し、重要な方針を決定するなどしています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を聞くうかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中でその解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて意見交換し、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。こうした会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当まで（区役所11階） TEL5608-6301

◆ お子さまに基本的な生活習慣を

入園にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考になさってください。

- ☆ 早寝・早起き・朝ごはん
- ☆ あいさつ
- ☆ 家庭学習

「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

かくしゅてつづ あんない 各種手続きのご案内

◆ 入園料および保育料のお支払いについて

入園料は、1,500円です。入園した最初の月にお支払いください。

また、保育料はご世帯の所得状況等をもとに決定し、口座振替で月ごとに納めていただきます。口座振替の登録がまだお済みでない方は、お早めにお取引先の金融機関にてお手続きをお願いします。

なお、4月分～7月分の保育料は、平成30年度の住民税額をもとに4月中に決定しご通知します。

詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所11階）Tel5608-6303



◆ 『学校（園）情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を幼稚園や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。幼稚園からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・幼稚園行事の実施、中止等のお知らせ
- ・お弁当、雨傘等の持ち物のお知らせ
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

※ 幼稚園によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは、幼稚園又は下記担当までお問い合わせください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所11階）Tel5608-1294

相談窓口のご案内 ～ お気軽にご相談ください ～

お問い合わせは、平日の午前9時から午後4時30分までの時間帯にお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
すみだスクール サポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、 その他子育ての悩みに関する相談に対応 (いじめ電話相談は24時間、年中無休)	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる 立ち直りへの支援 (小学3年生～中学3年生対象)	5247-2781
「ステップ」学級	不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰 への支援を行うための通級制の教室 (小学4年生～中学3年生対象)	5608-6919
きょういくそうだんしつ 教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く 対応。必要に応じて、他機関と連携※要予約	5247-2012